

公害防止と化学物質管理

マテリアリティ設定の背景

近年、各国で環境規制が強化されています。ムラタはこれらの規制に先んじた取り組みを促進することで環境への負荷を限りなく低減するなど、持続可能な事業プロセスを追求するために、当マテリアリティを設定しました。

目指す姿

従来の枠にとらわれない持続可能な事業プロセスを追求することで、環境負荷を低減し、社会と調和したモノづくりの実現を目指します。

公害防止

ムラタでは、化学物質による汚染を重要な環境リスクと認識し、その回避に努めています。特に液体化学物質の貯蔵や事業所内移送に関連する設備は、事故の未然防止のため、4つの自主基準を定めて対策を実施しています。また、事故発生リスクのリスクアセスメントを実施し、リスク低減対策を実施しています。

未然防止のための自主基準（設備関連）

- 地下埋設タンクの原則禁止
- 浸透防止塗装
- 地下埋設配管の禁止
- 緊急遮断装置の設置

なお、2021年度においても重大な環境事故や環境法制的違反はありませんでした。また、大気汚染の原因のひとつである揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compound）の排出抑制のため、VOC排出量の多い事業所には排ガス処理装置（RTO）を自主的に導入しており、2021年度は、使用量の96%を除去しました。

今後は、ヒューマンエラーによる環境インシデントを予防するIoTシステムを活用した仕組みの導入や原

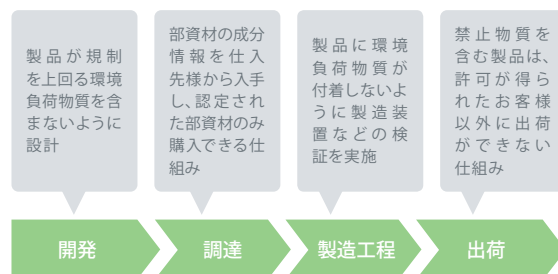
材料と工法の見直しを含むVOC排出量削減などの取り組みを推進していきます。

化学物質管理

RoHS指令やREACH規則^{※1}などの法令遵守はもとより、環境負荷物質のグローバル・トレンドやお客様からのご要求を取り入れた自主基準を設け、下図のような管理体制で、製品に含有される環境負荷物質の削減・禁止に積極的に取り組んでいます。

※1 化学品の登録、評価、認可および制限に関するEU法

ムラタにおける環境負荷物質の管理体制



また、ムラタでは、環境負荷物質の法改正にも先回りの対応を実施しています。

現在のRoHS指令では、EUで販売される電子・電気機器に対して10種類の化学物質の含有が制限されており、このうち4種類の特定フタル酸エステル類の含有制限は2019年7月から施行されました。ムラタではこれに先立ち、2017年7月から新規開発製品に対し特定フタル酸エステル類の含有を禁止しています。また、接触汚染を防止するため、工程や物流の過程で接触する包装材やツール類も管理の対象としています。

今後は、製造工程で取り扱う化学物質による作業者への暴露リスクを低減するための取り組みも推進していきます。優先取り組みとして、洗浄の用途で使用する化学物質に対して、2025年3月までに対象9物質^{※2}の含有を禁止とする取り組みを推進していきます。

※2 対象9物質の一覧は以下のとおり。

化学物質名称	CAS No.
ベンゼン	71-43-2
1-ブロピルブロミド (nPB)	106-94-5
ジクロロメタン	75-09-2
メタノール	67-56-1
ノルマルヘキサン	110-54-3
N-メチル-2-ピロリドン (NMP)	872-50-4
テトラクロロエチレン	127-18-4
トルエン	108-88-3
トリクロロエチレン	79-01-6

公害防止と化学物質管理の活動内容の詳細はこちらをご覧ください。
https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/environment_murata/pollution_chemical

揮発性有機化合物使用量と大気排出率の推移（国内）

